

奈良県における事業実施について

1. 事業実施主体

奈良県肥料・燃油高騰緊急対策協議会
 (構成員：奈良県、奈良県農業協同組合中央会、奈良県農業協同組合)

2. 事業スケジュール (暫定・国予算が年度繰越された場合)

○秋肥分・春肥分の申請を一括で受け付けます。
 支援額の算出には、年1本(秋肥・春肥を分けない)の肥料価格高騰率を適用します。

○国からの**年1本の高騰率は、令和5年3月上旬に発表される見込み**となり、令和5年度への国予算の繰越協議が進められています。

○国の予算が年度繰越されることを前提に、**令和5年4月1日より「事業取組計画書の承認申請書」**(実施要領 参考様式第1-1号 = 業務方法書 様式第1号)の受付を開始します。

○**申請書の提出期限は**、支援対象肥料(令和4年6月1日～令和5年5月末)期間後、取りまとめ期間を考慮し、**令和5年7月31日**とします。

※ スケジュールは、年1本の高騰率の発表時期、年度繰越協議の状況により、変更する可能性があります。正式なスケジュールが確定次第、改めてお知らせします。

3. 申請窓口

○取組実施者(農業者グループ等)の代表者の住所を所管する 県農林(農業)振興事務所 農業振興課に申請してください。

○県内に複数の事業所があり、2つ以上の農林(農業)振興事務所管内にわたる肥料販売業者(ホームセンター等)が取組実施者として申請する場合は、奈良県農業水産振興課へ申請してください。(事業所ごとに取組実施者として申請する場合も農業水産振興課へ申請願います)

事務所	所管市町村
北部農業振興事務所 農業振興課 〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 郡山総合庁舎内 TEL 0743-51-0372 FAX 0743-54-5512	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
中部農林振興事務所 農業振興課 〒634-0003 橿原市常磐町605-5 橿原総合庁舎内 TEL 0744-48-3082 FAX 0744-48-3133	大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
東部農林振興事務所 農業振興課 〒633-0227 宇陀市榛原三宮寺125 大和野菜研究センター内 TEL 0745-82-3248 FAX 0745-82-1118	宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村
南部農林振興事務所 農業振興課 〒637-0105 五條市西吉野町湯塩1345 果樹・薬草センター内 TEL 0747-24-0131 FAX 0747-24-0134	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、野迫川村、大塔村、十津川村、上北山村、下北山村、川上村、東吉野村
奈良県 農業水産振興課 農産物ブランド戦略係 〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL 0742-27-7442 FAX 0742-22-9521	県内に複数の事業所があり、2つ以上の農林(農業)振興事務所管内にわたる肥料販売業者(ホームセンター等のチェーン店)

奈良県肥料・燃油高騰緊急対策協議会 肥料価格高騰対策事業スケジュール（暫定）

※国の予算が年度繰越されることを前提とした暫定スケジュールです。
 正式なスケジュールが決まり次第、改めてお知らせします。

令和5年1月19日時点

